

受付印

平成 年 月 日 法人税の平成

※ 整理番号 事務所 法人番号 申請区分

この申告の基礎の修正・決定による。申告年月日

所在地 (電話) 事業種目 期末現在の資本金等の額 又は 出資金等の額

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度又はの道府県民税の申告書

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率(100), 税額. Rows include 所得金額総額, 付加価値額, 資本金等の額, 収入金額, 合計事業税額.

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include 所得割, 資本割, 収入割, 合計地方法人特別税額.

Table with columns: 所得金額の計算の内訳, 法人税の所得金額, 決算確定の日, 解散の日, 申告期間の延長の処分, この申告が中間申告の場合の計算期間.

第六号様式(提出用) (用紙日本工業規格A4・セピア色) (第二条・第五条・第十条の一関係) 署名押印 関与税理士 (電話)

1 整理番号	事務所	法人番号	申告区分
		A	

第六号様式 (入力用)

申告基礎	00					25	申告年月日
							年 月 日

12 B	資本金の額 又は前年度の額	89			
------	------------------	----	--	--	--

資本金等の額又は 連結調整資本金等の額	90				
------------------------	----	--	--	--	--

31 事業年度又は 連結事業年度		36	37		42
---------------------	--	----	----	--	----

12 B	33				
	34				000
	35				000
	36				000
	37				000
	38				000
	39				
	40				000
	41				
	42				000
	43				
	44				000

12 B	78				00
	79				00
	80				00
	81				00
	82				00

83					00
----	--	--	--	--	----

84					00
----	--	--	--	--	----

85					00
----	--	--	--	--	----

45					00
----	--	--	--	--	----

47					00
----	--	--	--	--	----

49					00
----	--	--	--	--	----

51					00
----	--	--	--	--	----

53					00
----	--	--	--	--	----

55					
----	--	--	--	--	--

86					00
----	--	--	--	--	----

87					00
----	--	--	--	--	----

58					00
----	--	--	--	--	----

60					00
----	--	--	--	--	----

62					00
----	--	--	--	--	----

64					
----	--	--	--	--	--

65					
----	--	--	--	--	--

66					
----	--	--	--	--	--

67					
----	--	--	--	--	--

68					
----	--	--	--	--	--

69					
----	--	--	--	--	--

70					
----	--	--	--	--	--

71					
----	--	--	--	--	--

72					
----	--	--	--	--	--

73					
----	--	--	--	--	--

12 B	43 子備	88			
	01				
	02				
	03				
	04				
	05				
	06				000
	07				000
	08				
	09				
	10				
	11				
	12				00
	13				00
	14				
	15				00
	16				00
	17				
	18				00
	19				00
	20				00
	21				00
	22				
	23				
	24				000
	25				
	26				000
	27				
	28				
	29				
	30				
	31				
	32				

46					
48					
50					00
52					00
54					

56					00
57					00

59					
61					
63					

12 B	91				
住民税	総数	92			
	本県分	93			
1	東京都 市町村分	94			
	総数	95			
2	本県分	96			
	総数	97			
3	本県分	98			
	総数	99			
	本県分	100			

売上高	総数	101			
	税道又 は鉄道	102			

法人税の控除しがある  
場合の繰越欠損金額又は  
繰越繰戻金等引当金の  
繰戻金等引当金を除いた  
額に算入される所得金額  
又は個別所得金額

(用紙日本工業規格 A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の一関係)

別紙3

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
計						

別紙4

計						
---	--	--	--	--	--	--

別紙5

平成 年 月 日か 平成 年 月 日					
当 期 分					

別紙6

当期分					
-----	--	--	--	--	--

均等割額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度			平成	年	月	日から	法人名					
事業年度			平成	年	月	日まで						
事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細							市町村の存する区域内における従たる事務所等		名称 (外 箇所)	所在地		
東京都内における主たる事務所等の所在地			事務所等を有していた月数		従業者数の合計数							
区 丁目 番号 市(町村)			月		人		当該事業年度又は連結事業年度(算定期間)中の従たる事業所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動					
特別区内における従たる事務所等							異動区分	異動の年月日	名称	所在地		
所在地							設置	平成 年 月 日				
名称 (外 箇所)							廃止					
月数							旧の主たる事務所等	( 月)				
従業者数の合計数							均等割額の計算					
1	千代田区						区 分	税率 (年 率) (ア)	月数 (イ)	区数 (ウ)	税額計算 $((ア) \times \frac{(イ)}{12} \times (ウ))$	
2	中央区						特別区 主たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数 50人超 ①	円	月	/	0.0
3	港区					事務所等の従業者数 50人以下②						0.0
4	新宿区						従たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数 50人超 ③	円	月	/	0.0
5	文京区					事務所等の従業者数 50人以下④						0.0
6	台東区						道府県分 ⑤		円	月	/	0.0
7	墨田区											0.0
8	江東区						特別区 (市町村分)	事務所等の従業者数 50人超 ⑥	円	月	/	0.0
9	品川区					事務所等の従業者数 50人以下⑦						0.0
10	目黒区						納付すべき均等割額				0.0	
11	大田区						①+②+③+④又は⑤+⑥+⑦ ⑧				0.0	
12	世田谷区						備考					
13	渋谷区						(主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)					
14	中野区											
15	杉並区											
16	豊島区											
17	北区											
18	荒川区											
19	板橋区											
20	練馬区											
21	足立区											
22	葛飾区											
23	江戸川区											

第六号様式別表四の三(用紙日本工業規格A4)(第三条・第十条の一関係)

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	法人番号	申告区分
	事 業 年 度	平成	年	月	日から
		平成	年	月	日まで

所得金額に関する計算書

所得金額の計算				非課税所得の区分計算			
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(35))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(44))	①	円	千	外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	⑫	人	
加 算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額	②		期末の総従業員数	⑬		
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	③		外国から生ずる事業所得 (⑫+⑬)×⑭/⑮	⑭	円	
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額	④		鉱物の掘採事業と精練事業とを通じて算定した所得	⑯		
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑤		生產品の収入金額又は生產品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	⑰		
	小計	⑥		鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価値	⑱		
				鉱物の掘採事業の所得 ⑱×⑲/⑳	⑳		
減 算	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑦		備 考			
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑧					
	外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑨					
	特定目的会社又は投資法人の支払相当の損金算入額	⑩					
	特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑪					
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑫					
小計	⑬						
仮計	⑭						
外国の事業に帰属する所得	⑮						
再仮計	⑯						
非課税等所得	林業に係る所得	⑰					
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑱					
	社会保険等に係る医療の所得	⑲					
	農事組合法人の農業に係る所得	⑳					
	小計	㉑					
所得金額差引計	㉒						
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	㉓						
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉔						
所得金額再差引計	㉕						
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉖						
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	㉗						
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉘						
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉙						
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉚						
合計	㉛						

第六号様式別表五 (提出用) (用紙日本工業規格A4・セピア色) (第五条関係)



別紙9

1		24
1	24	24
25	30	36
25	30	36
31	37	42
31	37	42
43	56	
43	56	

1 24  
 25 30 36  
 31 37 42  
 43 56  
 于備

第六号様式別表五 (入力用)  
 (用紙日本工業規格 A4・セピア色)  
 (第五条関係)

12

B

01				
02				
03				
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

欠損金額等及び災害損失金の  
控除明細書

事業 年度	平成 平成	年 年	月 月	日 日	から まで	法人 名	
----------	----------	--------	--------	--------	----------	---------	--

第六号様式別表九(用紙日本工業規格A4)(第五条関係)

控除前所得金額 第6号様式⑩-1(別表10①又 は②)	①	円	所得金額控除限度額 ①× $\frac{80\text{又は}100}{100}$	②	円
-----------------------------------	---	---	--	---	---

事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③	当期控除額④ <small>(当該事業年度の③と②-当該事業年 度前の③の合計額)のうち少ない金額)</small>	翌期繰越額⑤ <small>(③-④)又は別表11⑦)</small>
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
当期分	欠損金額等・災害損失金			
計			円	

災害により生じた損失の額の計算

災害の種類		災害のやんだ日	平成 年 月 日
当期の欠損金額⑥	円	差引災害により生じた損失の額(⑦-⑧)⑨	円
災害により生じた損失の額⑦		繰越控除の対象となる損失の額(⑥と⑨のうち少ない金額)⑩	
保険金又は損害賠償金等の額⑧			

別紙11

更生欠損金額等及び民事再生等評価換えが行われる場合の  
再生等欠損金額等の控除明細書

事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名	
------	--------------------------	-----	--

第六号様式別表十(用紙日本工業規格A4)(第五条関係)

更生欠損金額等の控除明細書							
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑧	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		欠損金額等の計算	欠損金額等及び災害損失金額(②の計)又は(別表9③の計)	⑨	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③			差引欠損金額等(⑧-⑨)	⑩	
	資産の評価益の総額	④		当期控除額	⑦と⑧のうち少ない金額又は⑦と⑩のうち少ない金額	⑪	
	資産の評価損の総額	⑤			⑦と⑧のうち少ない金額	⑫	
	純評価益の額(④-⑤) (マイナスの場合は0)	⑥			欠損金額等からしないものとする金額(⑪-⑫)(マイナスの場合は0)	⑬	
	計(①+②+③+⑥)	⑦					

民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書							
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	⑭	円	欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑳	円
	私財提供を受けた金銭の額	⑮		所得金額	欠損金額等及び災害損失金額(⑳)の計)又は(別表9③の計)	㉑	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	⑯			差引欠損金額等(㉑-㉒)	㉒	
	資産の評価益の総額	⑰		当期控除額	㉑の金額を控除する前の所得	㉓	
	資産の評価損の総額	⑱			㉑、㉒若しくは㉓のうち最も少ない金額又は㉑、㉒若しくは㉓のうち最も少ない金額	㉔	
	計(⑭+⑮+⑯+⑰-⑱)	⑲			㉑、㉒又は㉓のうち最も少ない金額	㉕	
					欠損金額等からしないものとする金額(㉕-㉖)(マイナスの場合は0)	㉖	

控除未済欠損金額等の調整			
発生事業年度	調整前の控除未済欠損金額等	欠損金額等からしないものとする金額 (当該発生事業年度の㉗と(㉘又は㉙)-当該発生事業年度前の㉚の合計額)のうち少ない金額)	差引控除未済欠損金額等(㉗-㉘)
	㉗	㉘	㉙
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
計			

別紙12

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等  
及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書

事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名	
------	--------------------------	-----	--

第六号様式別表十一 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額を控除した後の所得 (第6号様式⑩又は別表5②)-⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②			⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑩又は別表5②)	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計 (①+②+③)	④			④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時に おける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑮の計)		⑬	
	適用年度終了の時に おける資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑥	△	欠損金額等から ないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額)		⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等 又は災害損失金額 (別表9④の計)	⑦		/			
	差引欠損金額等 (⑤-⑥-⑦)	⑧					

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発生事業年度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③-④)	欠損金額等から ないものとする金額 (当該発生事業年度の⑮と⑭-当該発生事業 年度前の⑮の合計額)のうち少ない金額	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮-⑯)
	⑮	⑰	⑱
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
計			

別紙13

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の  
控除未済欠損金額等の計算に関する明細書

事業年度 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで  
法人名

第六号様式別表十二 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額等						
事業年度	欠損金額等の区	控除未済欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 <small>(前回の別表9の⑤又はこの表の④、⑤若しくは別表13の②の⑤)</small>	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額等 適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定 適格合併等の日：平成 年 月 日 被合併法人等の名称：			調整後の控除未済欠損金額等 ①+②
			被合併法人等の事業年度	欠損金額等の区	被合併法人等の未処理欠損金額等 <small>(最終の事業年度の別表9の⑤又はこの表の④、⑤若しくは別表13の②)</small>	
		①			②	③
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		
計			計			
支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の調整計算の明細						
適格組織再編成等の別		合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日 平成 年 月 日		
対象法人の別		被合併法人等(名称： )・当該法人		支配関係発生日 平成 年 月 日		
対象法人の事業年度	欠損金額等の区	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合		共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合		
		被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 <small>(被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前回の別表9の⑤)</small>	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 <small>(被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前回の別表9の⑤)</small>	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額等 ⑧-⑫	引継ぎを受ける未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 <small>(支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては⑤と⑥のうち少ない金額)</small>	
		④	⑤	⑥	⑦	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
計						
支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細						
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額 <small>(支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等)</small>	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算				
		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
計						

別紙14

共同事業を営むための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業年度 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで  
法人名

第六号様式別表十三 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

適格組織再編成等の別		合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		平成 年 月 日		
対象法人の別		被合併法人等(名称: )・当該法人		支配関係発生日		平成 年 月 日		
引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算								
対象法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 <small>(被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前年の別表9の⑤)</small>	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算				特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等	
		①	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額以上である場合 <small>(①の金額)</small>	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合 <small>(支配関係事業年度前の事業年度にあっては①と⑥-⑦のうち少ない金額、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①の金額)</small>	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合 <small>(支配関係事業年度前の事業年度にあっては①と⑥-⑦のうち少ない金額、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①-⑧のうち少ない金額)</small>	④	②、③又は④	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・異容損失	円	円	円	円	円	円	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・異容損失							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・異容損失							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・異容損失							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・異容損失							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・異容損失							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・異容損失							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・異容損失							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・異容損失							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・異容損失							
計								
時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細								
対象法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合 <small>(支配関係事業年度前の事業年度の別表9の⑤)</small>	⑥のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額 <small>(⑥の金額を⑥の古いものから順次相当)</small>	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合 <small>(支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等)</small>	⑧のうち特定資産譲渡等損失相当額	⑨のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額 <small>(⑨の金額を⑨の古いものから順次相当)</small>		
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・異容損失	円	円	円	円	円	円	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・異容損失							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・異容損失							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・異容損失							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・異容損失							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・異容損失							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・異容損失							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・異容損失							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・異容損失							
計								
支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細								
時価純資産超過額 <small>(②の(イ)-②の(イ))-(②の(ロ)-②の(ロ))</small>		①	円	制限対象金額	⑬	円		
支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等の合計額		⑫		簿価純資産超過額 <small>(②の(ロ)-②の(ロ))-(②の(イ)-②の(イ))</small>	⑭			
支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細								
資 産				負 債				
名称等	時 価	帳簿価額	名称等	時 価	帳簿価額	名称等	時 価	
	(イ)	(ロ)		(イ)	(ロ)		(イ)	(ロ)
⑮	円	円	⑰	円	円	⑲	円	
⑯			⑱			⑳		
⑰			㉑			㉒		
⑰			計	㉓		計	㉔	

別紙15

平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	別表9の 欠損金等	別表10の 損失金	円	円	円	円	円
平成	年	月	日から	別表9の	別表10の					
平成	年	月	日まで	欠損金等	損失金					
平成	年	月	日から	別表9の	別表10の					
平成	年	月	日まで	欠損金等	損失金					
平成	年	月	日から	別表9の	別表10の					
平成	年	月	日まで	欠損金等	損失金					
平成	年	月	日から	別表9の	別表10の					
平成	年	月	日まで	欠損金等	損失金					
平成	年	月	日から	別表9の	別表10の					
平成	年	月	日まで	欠損金等	損失金					
平成	年	月	日から	別表9の	別表10の					
平成	年	月	日まで	欠損金等	損失金					





別紙17

外国の法人税等の額の控除  
に関する明細書（その1）

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名	
------------------	--------------------------	-----	--

第七号の二様式（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細			
当期において控除する外国税額の計算			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑬	当期控除額 ⑭	翌期繰越額 ⑬-⑭ ⑮
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 （別表1の⑤） ①	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額（別表1の⑰） ②					
	計 ①+② ③		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			円
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 （別表1の①） ④		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	外国税額のうち④の額を超える額 ③-④ ⑤		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	道府県民税の控除限度額 （別表1の②） ⑥		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額（別表1の⑱） ⑦		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
計 ⑥+⑦ ⑧		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
当期分の控除外国税額 （⑤又は⑧のうち少ない額） ⑨		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
前3年以内の控除未済外国税額 ⑩		当期分				
当期分として算定した法人税割額 （⑩又は第6号様式の③） ⑪				円	円	
当期において控除する外国税額 （⑩若しくは⑩+⑪のうち少ない額又は⑫） ⑫		計		円	円	

各道府県ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所		従業員数又は 補正後の従業員数	控除すべき 外国税額 ⑮	各道府県ごとに 算定した法人税割額 ⑰	各道府県ごとに 控除する外国税額 （⑮又は⑰のうち少ない額） ⑱
名称	所在地				
		人	円	円	円
合 計				⑰	⑱

外国の法人税等の額の控除  
に関する明細書（その2）

事業年度又は 連結事業年度	平成	年	月	日から	法人名
	平成	年	月	日まで	

第七号の二様式（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の一関係）

政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無		有・無		前3年以内の控除未済外国税額の明細						
政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無		有・無		事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑭	当期控除額 ⑮	翌期繰越額 ⑯-⑰	⑱		
当期において控除する外国税額の計算				平成	年	月	日から			
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑤)	①	円	平成	年	月	日まで	/		
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑰)	②		平成	年	月	日まで			
	計 ①+②	③		平成	年	月	日から			
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①)	④		平成	年	月	日から			
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に	⑤		平成	年	月	日まで			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の②)	⑥		平成	年	月	日から			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の③)	⑦		平成	年	月	日まで			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の⑱は上段に、 ⑲は下段に)	⑧ ⑩		平成	年	月	日から			
	計 (⑥+⑧)⑩は上段に、⑦+⑩(⑨)は 下段に)	⑨		平成	年	月	日まで			
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額)	⑪	円	計			⑩			
	前3年以内の控除未済外国税額	⑫	円	当期分			/	/		
	当期分として算定した法人税割額 (⑳若しくは㉑又は第6号様式の㉒)	⑬		翌期繰越額計			/	/		
	当期において控除する外国税額(㉒ 若しくは(⑩+⑪)のうち少ない額又は ㉓及び㉔)	⑭								
各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額の明細										
事務所又は事業所			従業員数 又は補正 後の従業員 数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額	各都道府県ご とに算定した 法人税割額	各都道府県ご とに控除する 外国税額(㉕ 又は㉖のうち 少ない額) ㉗	従業員数 又は補正 後の従業員 数	各市町村ご とに控除すべ き外国税額	各市町村ご とに算定した法 人税割額	各市町村ご とに控除する外 国税額(㉘ 又は㉙のうち少 ない額) ㉚
特 別 区 以 外	名称	所在地	人	円	円	円	人	円	円	円
	小計			㉓				㉔		
特別区			㉕(㉓+㉔(㉖)-㉗)				㉖(㉔+㉕(㉗)-㉘)			
合計			㉗	㉘	㉙		㉚	㉛	㉜	
				控除未済繰 越額 ㉗-㉘ ㉙						
							控除未済繰 越額 ㉚-㉛ ㉜			

別紙19

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
------------------	--------------------------	-----

第七号の二様式別表一(用紙日本工業規格A4)(第三条・第十条の一関係)

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算			
当期分の控除限度額	国税の控除限度額 ①	外 円	当期分の控除余裕額
	道府県民税の控除限度額 ②		
	市町村民税の控除限度額 ③		
	計 ①+②+③ ④	外 円	
		国税の控除余裕額 ①-⑤ ⑥	円
		道府県民税の控除余裕額((①+(①の外)+②-⑤)又は②のうち少ない金額) ⑦	
		市町村民税の控除余裕額((④+(④の外)-⑤)又は③のうち少ない金額) ⑧	
		計 ⑥+⑦+⑧ ⑨	
当期の控除対象外国税額 ⑤		当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑩ ⑤-④-(④の外)	

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細												
事業年度又は 連結事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額		
	国 税			道府県民税			市町村民税			前 期 から の 繰 越 額	当 期 分 と み な す 額	翌 期 繰 越 額
	前 期 から の 繰 越 額	当 期 に 加 算 す る 額	翌 期 繰 越 額	前 期 から の 繰 越 額	当 期 に 加 算 す る 額	翌 期 繰 越 額	前 期 から の 繰 越 額	当 期 に 加 算 す る 額	翌 期 繰 越 額			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			円			円			円			円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで												
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで												
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで												
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで												
合 計	⑪	⑫		⑬	⑭		⑮	⑯		⑰	⑱	
当 期 分	⑥の額	②の額	⑥-② の 額	⑦の額	③の額	⑦-③ の 額	⑧の額	④の額	⑧-④ の 額	⑩の額	⑫+⑬ +⑱の 額	⑩-(⑫+ ⑬+⑱) の 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前3年以内の控 除余裕額の当期 の限度額への加 算額	国 税	⑪のうち⑩に 充てられる額 ⑲		⑫ 円			前3年以内の控 除限度額を超え る外国税額の当 期への繰越額	国 税	⑰のうち⑥に 充てられる額 ⑳		円	
	道府県 民 税	⑬のうち⑩に 充てられる額 ㉑		⑭				道府県 民 税	⑰-②のうち⑦ に充てられる額 ㉒		円	
	市町村 民 税	⑮のうち⑩に 充てられる額 ㉓		⑯				市町村 民 税	⑰-②-④のうち ⑧に充てられる額 ㉔		円	
								計	⑳+㉒+㉔ ㉕		⑳	

別紙20

控除限度額の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	法人名
------------------	----------	--------	--------	------------	-----

第七号の様式別表二(用紙日本工業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

都道府県名	国 税 の 控除限度額	従業者数 ② 人	②で按分した 国税の控除 限度額 ④ 円	税率 ⑤ 100	道府県民税の 控除限度額 ④×⑤ ⑥ 円	補 正 後 の 従 業 者 数 ②×⑤÷100 ⑧ 人
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
合 計	① 円	③		100	⑦	

別紙21

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は  
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人 名
----------------------	--------------------------	---------

第七号の様式別表三 (用紙日本工業規格A4) (第三条・第十条の二関係)

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとなされる金額の計算									
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資 適格組織再編成の日：平成 年 月 日 被合併法人等の名称：									
被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$	被合併法人等の控除限度額を超える外国税額	分割法人等の外国の法人税等の額	⑥のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑤又は⑤× $\frac{⑦}{⑥}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								

  

当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算									
当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控除余裕額 (前期の別表1の「控除余裕額」の「翌期繰越額」)	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除余裕額 ⑨+⑩	当該法人の控除限度額を超える外国税額 (前期の別表1の「控除限度額を超える外国税額」の「翌期繰越額」)	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑫+⑬		
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								





別紙

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済  
外国税額の計算に関する明細書 (その2)

事業年度 又は連結 事業年度	平成	年	月	日から	法人 名
	平成	年	月	日まで	

第七号の二様式別表五(用紙日本工業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

被合併法人等の控除未済外国税額のうち当該法人のものとなされる金額の計算				
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資				
適格組織再編成の日：平成 年 月 日				
被合併法人等の名称：				
被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	被合併法人等の控除未済外国税額	分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$
	①	②	③	④
平成 年 月 日から	円	円	円	円
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
当該法人の調整後の控除未済外国税額の計算				
当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額 (前期の第7号の2様式(その2)⑬)	当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除未済外国税額 ⑤+⑥	
	⑤	⑥	⑦	
平成 年 月 日から	円	円	円	
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				



適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済  
外国税額の計算に関する明細書（その1）

事業年度 又は連結 事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
----------------------	--------------------------	-----

第七号の二様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日：平成 年 月 日 分割承継法人等の名称：					
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額	当該法人の国外所得 金額又は個別国外所 得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額  $① \times \frac{③}{②}$	当該法人の調整後の 控除未済外国税額  $① - ④$
	①	②	③	④	⑤
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					



別紙27

※ 処理事項	整理番号	事務所	法人番号	申請区分
事業年度又は連結事業年度	平成	年	月	日から
	平成	年	月	日まで

法人名	
-----	--

利子割額の控除・充当・還付に関する明細書

※

区分	収入金額 ① 円	①について課された 利子割額 ② 円	②のうち控除・充当・ 還付を受ける利子割額 ③ 円
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1		
公社債の利子	2		
投資信託の収益の分配	3		
その他	4		
計	5		

公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算

個別法による場合	銘柄	収入金額 ④ 円	④について課された 利子割額 ⑤ 円	公社債利子等の 計算基礎期間 ⑥ 月	⑥のうち元本 所有期間 ⑦ 月	所有期間割合 ⑧ $\frac{\text{⑦}}{\text{⑥}}$ (小数点以下3位未満切上げ)	控除・充当・還付 を受ける利子 割額 ⑤×⑧ ⑨ 円

銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額 ⑩ 円	⑩について課された 利子割額 ⑪ 円	公社債利子等の 計算期末の 所有元本数等 ⑫	公社債利子等の 計算期首の 所有元本数等 ⑬	$\frac{\text{⑫}-\text{⑬}}{2}$ 又は $\frac{12}{2}$ (マイナスの場合は0) ⑭	所有元本割合 $\frac{\text{⑫}+\text{⑬}}{2}$ (小数点以下3位未満切上げ)を 乗ずる場合1とする ⑮	控除・充当・還付 を受ける利子 割額 ⑪×⑮ ⑯ 円
	都道府県別							
都道府県別								
都道府県別								
都道府県別								
都道府県別								
都道府県別								
都道府県別								

第九号の二様式(用紙日本工業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

別紙28

連結親法人の 本店所在地及び電話番号	〒 (電話 )
(ふりがな) 連結親法人の名称	

別紙29

連結親法人の本店所在地及び電話番号	〒 (電話 )
(ふりがな) 連結親法人の名称	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店 口座番号 (普通・当座)
関与税理士署名押印	(電話 )

更正請求書

受付印 平成 年 月 日	※ 処理 事項 殿	発信年月日				
		通信日付印	確認印			
所在地及び電話番号	〒 (電話 )					
(ふりがな) 法人名						
(ふりがな) 代表者氏名印						
地方税法 条の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。						
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで					
摘 要	更正の請求前		更正の請求後			
課税標準等	円		円			
税 額 等						
法第20条の9の3第1項の更正の 請求の場合	法定納期限		平成 年 月 日			
法第20条の9の3第2項の更正の 請求の場合	第1号の判決等の確定日		平成 年 月 日			
	第2号の更正・決定等のあった日		平成 年 月 日			
	第3号の政令で定める理由の生じた日		平成 年 月 日			
法第321条の8の2の更正の 請求の場合	国の税務官署の更正の通知日		平成 年 月 日			
更正の請求をする理由及び請 求をするに至った事情の詳細 その他参考となるべき事項						
連結親法人の本店所在地及び 電話番号	〒 (電話 )					
(ふりがな) 連結親法人の名称						
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法	銀行 支店 口座番号 (普通・当座)					
関与税理士署名押印	(電話 )					

第十号の四様式(用紙日本工業規格A4)(第六条の五関係)

別紙3

連 結 親 法 人 の 本店所在地及び電話番号	〒 (電話 )
(ふ り が な) 連 結 親 法 人 の 名 称	

別紙32

連結親法人の 本店所在地 及び電話番号	〒 (電話 )	法人税に係る 申告期限の 延長申請書	提出の有無 有 ・ 無
(ふりがな) 連結親法人の名称		法人税法 第75条第1項 第81条の2第1項	指定を受けようとする期日 平成 年 月 日
関与税理士 署名押印	(電話 )		申請書提出年月日 平成 年 月 日



別紙33

第十三号の二様式（用紙日本工業規格A4）（第三条・第四条の四関係）

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>	申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書		整理番号			
	平成 年 月 日	※ 処 理 事 項  知事殿	発信年月日			
			通信日付印	確認印		
所在地及び電話番号		〒 (電話 )				
(ふりがな) 法人名						
(ふりがな) 代表者氏名印						
経理責任者氏名印						
資本金の額又は 出資金の額		円				

法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出（道府県民税関係）	
平成 年 月 日から 事業年度分 平成 年 月 日まで の 連結事業年度分	確定申告書 連結確定申告書
の提出期限の延長について	
下記のとおり延長の処分があった 下記のとおり指定に係る月数が変更された 下記のとおり延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなった	
）ので届け出ます。	
記	
確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長期間	( ) 月間
変更後の指定に係る月数	( ) 月間

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	の事業年度分から事業税及び地方法人特別税の申告書の提出期限を 延長したいので申請します。
1 申告書の提出期限の延長期間	指定を要しない場合 1月間（連結申告法人は2月間） 指定を要する場合 ( ) 月間
2 申告書の提出期限まで（指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から3月以内）に決算が確定しない理由（連結申告法人にあっては、申告書の提出期限まで（指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から4月以内）に連結親法人の決算が確定しない理由又は連結親法人が連結所得の計算を了することができない理由）	
----- ----- -----	

連結親法人の 本店所在地及び電話番号	〒 (電話 )
(ふりがな) 連結親法人の名称	
関与税理士署名押印	(電話 )

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出（道府県民税関係）」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。

別紙34

第十四号様式(用紙日本工業規格A4)(第二条・第四条の四関係)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>	申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書		整理番号		
	平成 年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日		
	知事殿		通信日付印	確認印	
所在地及び電話番号	〒 (電話 )				
(ふりがな) 法人名					
(ふりがな) 代表者氏名印					
経理責任者氏名印					
資本金の額又は 出資金の額	円				

法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出(道府県民税関係)	
平成 年 月 日から 事業年度分	確定申告書
の	から法人税の
平成 年 月 日まで 連結事業年度分	連結確定申告書
の提出期限の延長に	
ついて	(その延長の処分が取り消された) (その適用を受けることをやめた)
	ので届け出ます。

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出	
平成 年 月 日から	法第72条の25第3項
の事業年度分から	の規定による事業税及び
平成 年 月 日まで	法第72条の25第5項
地方法人特別税の申告書の提出期限の延長の適用を受けることをやめたいので届け出ます。	

連結親法人の 本店所在地及び電話番号	〒 (電話 )
(ふりがな) 連結親法人の名称	
関与税理士署名押印	(電話 )

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出(道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」は、それぞれ届出の期限が異なるので留意してください。

法人名	※ 処理 事項	整理番号	申請 区分	法人番号	申請区分
	事業年度又は 連結事業年度	平成	年	月	日から
		平成	年	月	日まで

均等割額の計算に関する明細書

区名	区内の主たる事務所等所在地	※区 コード	月 数	従業者数	均等割額		
					円	角	分
1							00
2							00
3							00
4							00
5							00
6							00
7							00
8							00
9							00
10							00
11							00
12							00
13							00
14							00
15							00
16							00
17							00
18							00
19							00
20							00
21							00
22							00
23							00
24							00
計							00

第二十号様式別表四の三 (用紙日本工業規格A4・紫色) (第十条関係)

別紙36

外国の法人税等の額の控除  
に関する明細書

事業年度又は  
連結事業年度 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで 法人名

第二十号の四様式(用紙日本工業規格A4)  
(第十条関係)

政令第48条の13第5項ただし書の規定の 適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細			
当期において控除する外国税額の計算			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額	当期控除額	翌期繰越額
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑤)	① 円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	⑭-⑮ ⑯
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑰)	②	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	計 ①+②	③			円	
当期分の 控除 外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①)	④	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の②)	⑤	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	外国税額のうち④と⑤の合計額を 超える額 ③-(④+⑤)	⑥	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の③)	⑦	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の⑱)	⑧	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	計 ⑦+⑧	⑨	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
当期分の控除外国税額 (⑥又は⑨のうち少ない額)		⑩	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
前3年以内の控除未済外国税額		⑪	当 期 分			
当期分として算定した法人税割額 (⑫又は第20号様式の⑥)		⑫		円	円	
当期において控除する外国税額 (⑫若しくは⑩+⑪のうち少ない額又は⑫)		⑬	計			

各市町村ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所		従業員 数又は 補正後 の従業員 数	控除すべき 外国税額	各市町村ごとに 算定した法人税 割額	各市町村ごとに 控除する外国税 額(⑬又は⑭の うち少ない額)
名 称	所 在 地				
		人	円	円	円
合 計				⑮	⑯

別紙27

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額  
の計算に関する明細書

事業年度又は  
連結事業年度 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで 法人名

第二十号の四様式別表一（用紙日本工業規格A4）  
（第十条関係）

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算			
当期分の控除限度額	国税の控除限度額 ①	外	円
	道府県民税の控除限度額 ②		
	市町村民税の控除限度額 ③		
	計 ①+②+③ ④	外	円
当期の控除対象外国税額 ⑤			
		当期分の控除余裕額	円
		国税の控除余裕額 ①-⑤ ⑥	
		道府県民税の控除余裕額((①+(①の外)+②-⑤)又は②のうち少ない金額) ⑦	
		市町村民税の控除余裕額((④+(④の外)-⑤)又は③のうち少ない金額) ⑧	
		計 ⑥+⑦+⑧ ⑨	
		当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑤-④-(⑨の外) ⑩	

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細												
事業年度又は 連結事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額		
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前 期 からの 繰越額	当 期 分 と み な す 額	翌 期 繰越額
	前 期 からの 繰越額	当 期 加 算 する額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 加 算 する額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 加 算 する額	翌 期 繰越額			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	/	円	円	/	円	円	/	円	円	/
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			円			円			円			円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで												
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで												
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで												
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで												
合 計	①	②		③	④		⑤	⑥		⑦	⑧	
当 期 分	⑥の額	②の額	⑤-② の 額	⑦の額	③の額	⑦-③ の 額	⑧の額	④の額	⑧-④ の 額	⑩の額	⑫+⑭ +⑮の 額	⑩-(⑫+ ⑬+⑮) の 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前3年以内の控 除余裕額の当期 の限度額への加 算額	国 税	①のうち④に 充てられる額 ⑮		⑫ 円			前3年以内の控 除限度額を超え る外国税額の当 期への繰越額	国 税	⑦のうち⑥に 充てられる額 ⑫		円	
	道 府 県 民 税	③のうち④に 充てられる額 ⑯		⑭				道 府 県 民 税	⑦-②のうち⑦ に充てられる額 ⑬		⑭	
	市 町 村 民 税	⑤のうち④に 充てられる額 ⑰		⑮				市 町 村 民 税	⑦-②-③のうち ⑧に充てられる額 ⑱		⑲	
								計	⑫+⑬+⑱ ⑳		㉑	

控除限度額の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	平成	年	月	日から	法人名
	平成	年	月	日まで	

第二十号の四様式別表二(用紙日本工業規格A4) (第十条・第十条の二関係)

市町村名	国 税 の 控除限度額	従業者数 ② 人	②で按分した 国 税 の 控 除 限 度 額 ④ 円	税率 ⑤ %	市町村民税の 控除限度額 ④×⑤ ⑥ 円	補 正 後 の 従 業 者 数 ②×⑤÷ $\frac{100}{100}$ ⑧ 人
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
合 計	① 円	③			⑦	

別紙39

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は  
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
----------------------	--------------------------	-----

第二十号の四様式別表三 (用紙日本工業規格A4) (第十条関係)

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとなされる金額の計算									
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資 適格組織再編成の日：平成 年 月 日 被合併法人等の名称：									
被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ①又は①× $\frac{\text{③}}{\text{②}}$	被合併法人等の控除限度額を超える外国税額	分割法人等の外国法人税等の額	⑥のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑤又は⑤× $\frac{\text{⑦}}{\text{⑥}}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
平成 年 月 日から	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算									
当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控除余裕額 (前期の別表1の「控除余裕額」の「翌期繰越額」)	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除余裕額 ⑨+⑩	当該法人の控除限度額を超える外国税額 (前期の別表1の「控除限度額を超える外国税額」の「翌期繰越額」)	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑫+⑬		
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
平成 年 月 日から	国 税	円	円	円	円	円	円		
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								







別紙42

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済  
外国税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
----------------------	--------------------------	-----

第二十号の四様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第十条関係）

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資  
適格分割等の日：平成 年 月 日  
分割承継法人等の名称：

当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額	当該法人の国外所得 金額又は個別国外所 得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額  $① \times \frac{③}{②}$	当該法人の調整後の 控除未済外国税額  $① - ④$
	①	②	③	④	⑤
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					